

1 0 年 保 存
群 装 第 4 3 号
平 成 3 1 年 3 月 1 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察施設管理計画の策定について（通達）

みだしのことについては、群馬県警察施設管理計画（平成28年8月18日付け群
会第335号通達。以下「旧通達」という。）により個別施設管理計画を策定するこ
ととされていたが、この度、別添のとおり群馬県警察施設管理計画を策定したので、
積極的な取り組みを図られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

群馬県警察施設管理計画



平成31年2月策定
群馬県警察本部

目 次

I はじめに

国・県の取組及び警察本部の方針	1
-----------------	---

II 計画の目的等

1 策定の目的	2
2 位置づけ	2
3 対象施設	2
(1) 警察施設	2
(2) 交通安全施設	2
4 計画期間	3
5 推進体制	3

III 施設の現状と課題

1 現状	3
(1) 警察施設全体の状況	3
ア 施設保有状況	3
イ 老朽化の状況	3
ウ 耐震化の状況	4
(2) 類型別施設の状況	5
ア 警察本部庁舎・分庁舎	5
イ 警察署	5
ウ 交番・駐在所	5
エ 職員宿舎	5
(3) 交通安全施設	6
ア 信号機	6
イ 大型標識	8
2 課題	8
(1) 共通課題	8

(2) 警察施設における課題	8
ア 一斉老朽化への対応	8
イ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応	8
ウ 警察施設の安全対策に配慮した取組	8
エ 災害発生時における庁舎の機能継続に配慮した取組	9
(3) 交通安全施設における課題	9
ア 老朽化への対応	9
イ 実効性のある点検体制等の確立	9
ウ ストックの適切な管理	9
エ 維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減	9
オ メンテナンスサイクルの運用	9

IV 施設整備に関する基本的な方針

基本的な考え方	9
(1) 施設総量の適正化	10
(2) 計画的な保全による長寿命化の推進	10
ア 点検・診断等の実施	10
イ 保全等の実施	10
(3) 効率的な管理運営・資産活用の推進	10

V 類型別施設の取組方針

1 警察施設	11
(1) 警察本部庁舎・分庁舎・警察署	11
(2) 交番・駐在所	11
(3) 職員宿舎（集合宿舎・戸建公舎）	12
2 交通安全施設	12
(1) 信号機	12
ア 制御器	12
イ 信号柱	13
ウ 信号灯器	13
(2) 大型標識	13

VI その他

その他	13
-----	----

「群馬県警察施設管理計画」

I はじめに

警察が管理、所管する施設については、老朽化が進行しており近い将来多くの施設が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の経費が発生することが見込まれている。

その一方、財政状況は依然として厳しい状況が続いており、施設の維持管理、更新等に係る経費をいかにして抑制、平準化し、長寿命化を図っていくかが課題となっている。

このような中、国では、平成25年11月、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、当該基本計画により、安全・安心の確保、中長期的な維持管理更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示された。また、平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」において、老朽化対策が設定されたほか、災害時の公共施設等に係る被害を最小化するための耐震化の促進等を推進することとなった。

また、群馬県では、平成25年3月、保有総量の縮減、長寿命化の推進、効率的利活用の推進を取組の柱とした県有財産の有効活用に関する基本的な考え方を示した「群馬県県有財産活用基本方針」を策定したところである。また、平成28年3月には、同方針に示す基本的な考え方や方向性を継承するとともに、長期的な視点に立ち、機能集約や長寿命化、利活用促進等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、インフラ施設（土木系施設、公営企業施設）を含めた「群馬県公共施設等総合管理計画」を改めて策定した。

このため、本県警察においても、施設の老朽化対策の一層の推進等を図るため、国や県の動きと歩調を合わせ、長期的な視点に立った機能集約や長寿命化、利活用促進等の総合的かつ計画的な施設管理に関する基本的な方針を定めるものとする。

II 計画の目的等

1 策定の目的

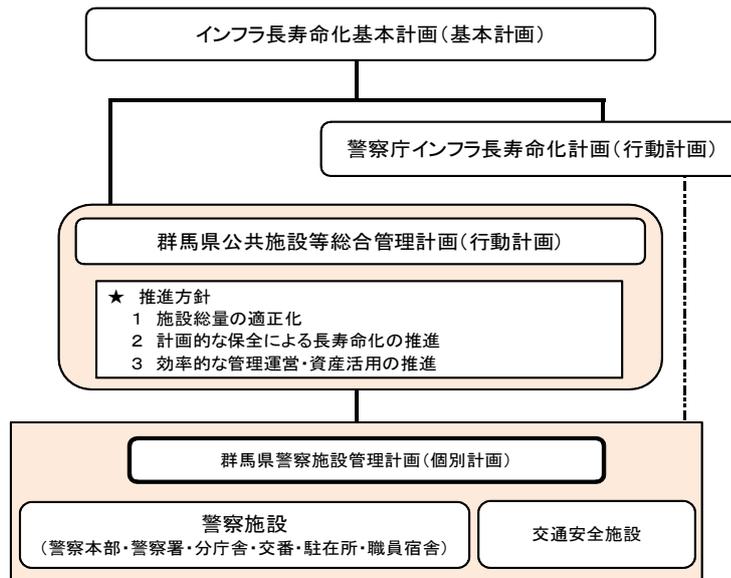
本計画は、警察が管理、所管する施設の状態や中長期的な維持管理、更新等に係る経費等、老朽化対策等の推進に必要な情報を蓄積・充実させながら、機能集約や長寿命化等の取組を計画的かつ着実に進めることで将来負担の軽減を図るとともに、必要な警察施設機能を維持し、県民生活の安全・安心を確保していくことを目的とする。

2 位置付け

本計画は、「群馬県公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を踏まえ、警察が管理、所管する施設の維持管理、更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする指針とする。

なお、総合管理計画において定めることとしている「分野別・類型別計画」として策定し、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に係る関係省庁連絡会議決定）に基づく、群馬県警察施設の「個別施設計画」として位置付ける。

【図1 計画の体系】



3 対象施設

(1) 警察施設

警察庁舎（警察本部庁舎・分庁舎及び警察署）、交番・駐在所及び職員宿舎

※ 規模、用途等から判断して長寿命化の必要性が低い施設（車庫・倉庫等）は対象外とする。

(2) 交通安全施設

信号機及び大型標識

4 計画期間

平成31年度から平成40年度までの10年間とする。

5 推進体制

群馬県警察施設管理検討委員会等の設置について（平成28年5月19日付け群会第215号通達）に定める群馬県警察施設管理検討委員会等において、本計画に基づく取組を推進するものとする。

【表1 推進体制】

推 進 体 制	
1	群馬県警察施設管理検討委員会 委員長 ～ 警察本部長 副委員長 ～ 警務部長 構成員 ～ 部長会議構成員 任 務 ～ 群馬県警察施設管理計画の策定・推進
2	群馬県警察施設管理検討幹事会 幹事長 ～ 警務部長 幹 事 ～ 企画調整会議構成員 任 務 ～ 検討委員会の事務について検討委員会を補佐
3	群馬県警察施設管理検討プロジェクトチーム 責任者 ～ 会計参事官 副責任者 ～ 警務参事官、会計課長、装備施設課長、地域課長、交通規制課長 構成員 ～ 警務課企画官、会計課予算指導官、装備施設課施設指導官、情報管理課次席、交通規制課交通安全施設整備指導官、庶務担当課次席（警務部を除く）、通信庶務課次席 任 務 ～ 幹事会を補佐 群馬県警察施設管理計画に関する施策の企画、立案、総合調整、推進、検証

III 施設の現状と課題

1 現状

(1) 警察施設全体の状況

ア 施設保有状況

群馬県警察では、治安情勢等の変化に合わせて施設の整備を進めてきた結果、平成29年度末時点で主要施設351施設（国費施設を除く。）を保有している。

なお、構成比では、駐在所が約33%、集合宿舎が約30%などとなっている。

【表2 類型別施設の構成比(平成30年3月31日現在)】

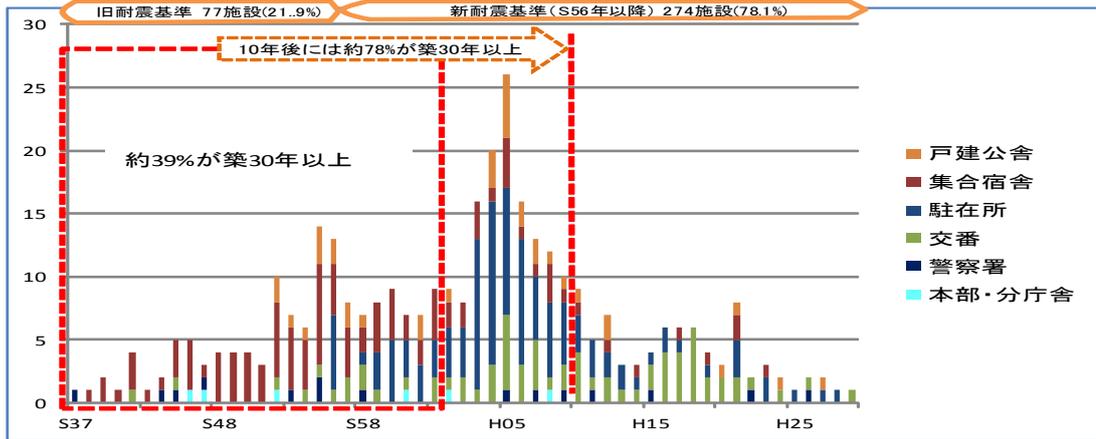
施設区分	棟数	構成比
本部・分庁舎	6	1.7%
警察署	15	4.3%
交番	72	20.5%
駐在所	117	33.3%
集合宿舎	106	30.2%
戸建公舎	35	10.0%
合 計	351	100.0%

※ 国有施設を除く。

イ 老朽化の状況

建築年度別では、昭和50年代後半から平成初期に多くの施設が整備されている。一般的に大規模な改修が必要とされる築30年以上を経過している施設は全体の約39%となっており、特に職員宿舎の老朽化が進行している。さらに、現状の施設数をそのまま維持することを前提にすると、10年後には築30年以上の建築物が約78%にまで増加することが見込まれることから、今後は大規模改修や更新時期が集中することが予想される。

【図2 建築年度別建築状況】(平成30年3月31日現在)



【表3 建築年度別・経過年数別建築状況】(平成30年3月31日現在)

区分	施設数	～S42	S43～S52	S53～S62	S63～H9	H10～H19	H20～H29
		50年以上	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	10年未満
本部・分庁舎	6		3 (50.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)		
警察署	15	1 (6.7%)	3 (20.0%)	4 (26.7%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)
交番	72	1 (1.4%)	2 (2.8%)	9 (12.5%)	25 (34.7%)	27 (37.5%)	8 (11.1%)
駐在所	117			21 (17.9%)	72 (61.5%)	16 (13.7%)	8 (6.8%)
集合宿舎	106	7 (6.6%)	31 (29.2%)	39 (36.8%)	21 (19.8%)	5 (4.7%)	3 (2.8%)
戸建公舎	35		2 (5.7%)	12 (34.3%)	15 (42.9%)	2 (5.7%)	4 (11.4%)
計	351	9 (2.6%)	41 (11.7%)	86 (24.5%)	138 (39.3%)	52 (14.8%)	25 (7.1%)

ウ 耐震化の状況

警察庁舎は、災害発生時において災害警備活動の拠点としての役割を果たすこと等から、耐震性を確保する必要がある。

「群馬県耐震改修促進計画」に基づき、これまでに警察本部庁舎、分庁舎、警察署及び特定建築物である職員宿舎の耐震化整備が終了している。

警察施設の耐震化率については、平成29年度末で82.1%となっている。

※ 群馬県耐震改修促進計画・・・平成28年11月策定。計画期間は平成28年度から平成32年度まで

【表4 耐震化の状況】(平成30年3月31日現在)

区分	施設数	耐震性有				耐震性無		耐震化率	備考
		新耐震	診断済(旧耐震)		合計	未実施	未補強		
			結果良好	補強済					
本部・分庁舎	6	3	1	2	6		100.0%	国有施設(学校、機動隊)を除く	
警察署	15	8	2	5	15		100.0%		
交番	72	67	1		68	4	94.4%	未実施: 西片貝、朝日町、倉賀野、高林	
駐在所	117	117			117		100.0%		
職員宿舎	集合宿舎	91	42	2	1	45	46	49.5%	
	独身寮	15	9			9	6	60.0%	国有施設(機動隊)を除く
	戸建	35	28			28	7	80.0%	
	計	141	79	2	1	82	59	58.2%	
合計	351	274	6	8	288	63	82.1%		

(2) 類型別施設の状況

ア 警察本部庁舎・分庁舎

経年30年以上の施設が66.7%を占める等、躯体や設備の老朽化が進行している。

【表5 本部施設の経年表】(平成30年3月31日現在)

施設名	年度	経年	施設名	年度	経年
大間々分庁舎	S46	46	総合交通センター	S61	31
江田町庁舎	S47	45	鑑識科学センター	H01	28
西片貝町庁舎	S52	40	警察本部庁舎	H08	21

イ 警察署

経年30年以上の施設が8施設(53.3%)を占める等、躯体や設備の老朽化が進行している。

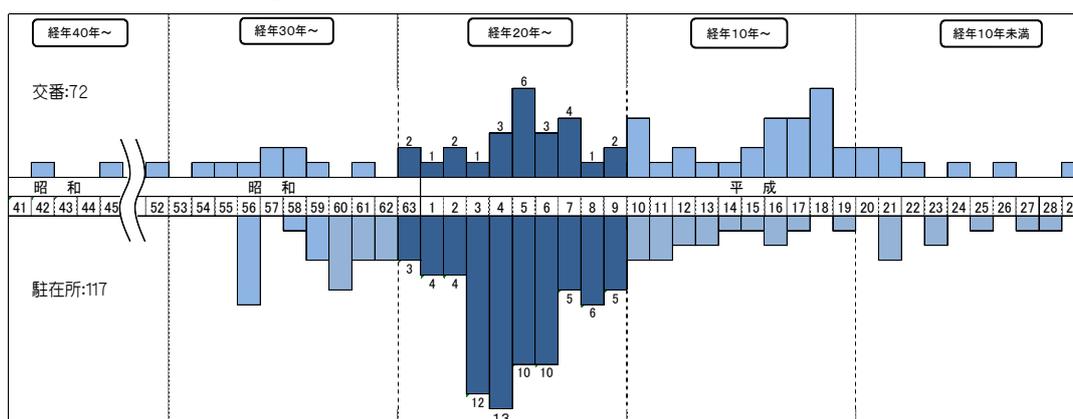
【表6 警察署の経年表】(平成30年3月31日現在)

施設名	年度	経年	施設名	年度	経年
吾妻警察署	S37	55	桐生警察署	H05	24
藤岡警察署	S44	48	太田警察署	H07	22
長野原警察署	S45	47	館林警察署	H09	20
高崎警察署	S47	45	沼田警察署	H11	18
大泉警察署	S53	39	前橋警察署	H15	14
前橋東警察署	S55	37	伊勢崎警察署	H22	7
安中警察署	S55	37	渋川警察署	H26	3
富岡警察署	S58	34			

ウ 交番・駐在所

昭和の終わりから平成初期にかけての10年間で建築された施設が97施設あり交番・駐在所全体の約51%を占めている等、年次により偏りが著しい。

【図3 交番・駐在所建築年】(平成30年3月31日現在)



エ 職員宿舎

経年30年以上の集合宿舎が約73%を占めるとともに、約50%の施設が旧耐震基準(昭和56年以前)の施設となっている。

職員宿舎の入居率は、居住区域の緩和や老朽化の進行等の要因から年々、減少傾向となっており、職員宿舎は、過剰な状態であるとともに、利用ニーズの

変化も見受けられる。

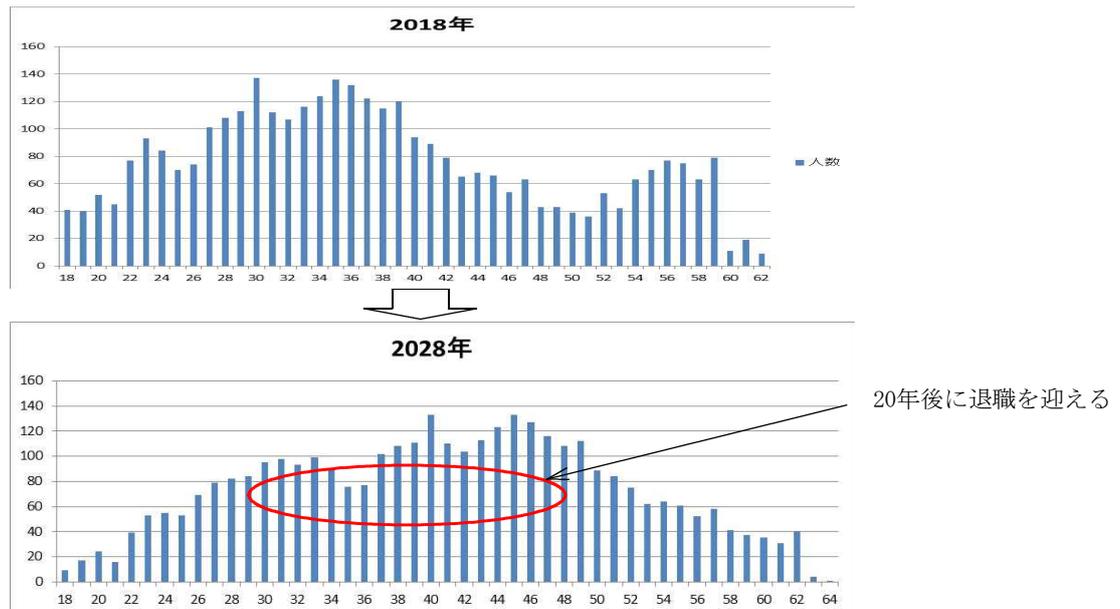
10年後の職員の年齢構成については、定年退職者数が平成30年度から10年間程度は減少傾向で、これに伴って採用人数も一旦は減少するが、その後は徐々に退職者数が増えることが予測されるため、若年層の増加が見込まれる。

【表7 集合宿舍入居率の推移(平成26年度～)】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入居率	77.5%	72.2%	66.8%	65.5%	61.4%

※ 各年度4月1日現在の入居率

【図4 警察官年齢構成と10年後の予測】



(3) 交通安全施設

信号機を始めとする交通安全施設は、昭和41年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行ってきたが、交通安全施設の大量更新期を迎え、全国的には老朽化を原因とする信号柱や道路標識の倒壊・傾斜事案等が発生している。

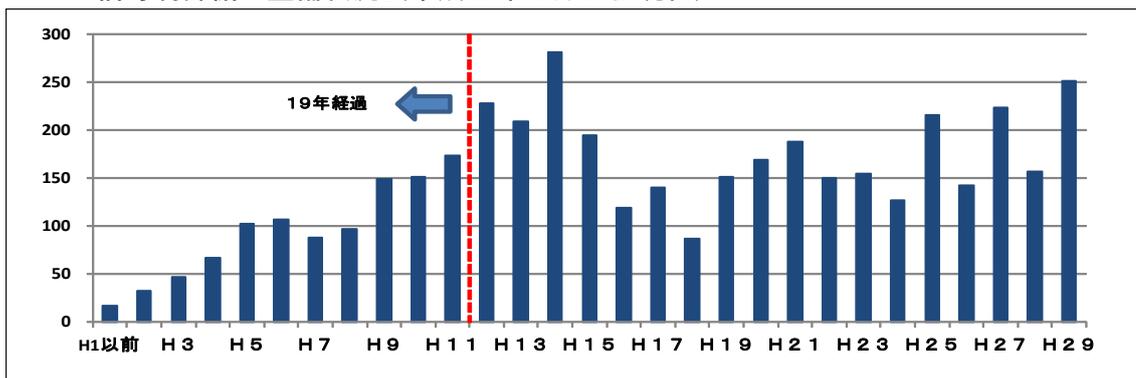
県警察においては、平成29年度末現在、信号制御機4,212基、信号柱20,254本、信号灯器48,746灯、大型標識4,164本等、大量の交通安全施設を保有しているところ、これらについて適切な維持管理、更新等を行い、交通の安全と円滑を図っていかなければならない。

ア 信号機

(ア) 信号制御機

信号制御機4,212基のうち、警察庁インフラ長寿命化計画の策定について(平成27年3月19日付け警察庁丙会発第53号通達)に基づく更新基準(19年)を経過したものが、1,026基24.4%を占めている。

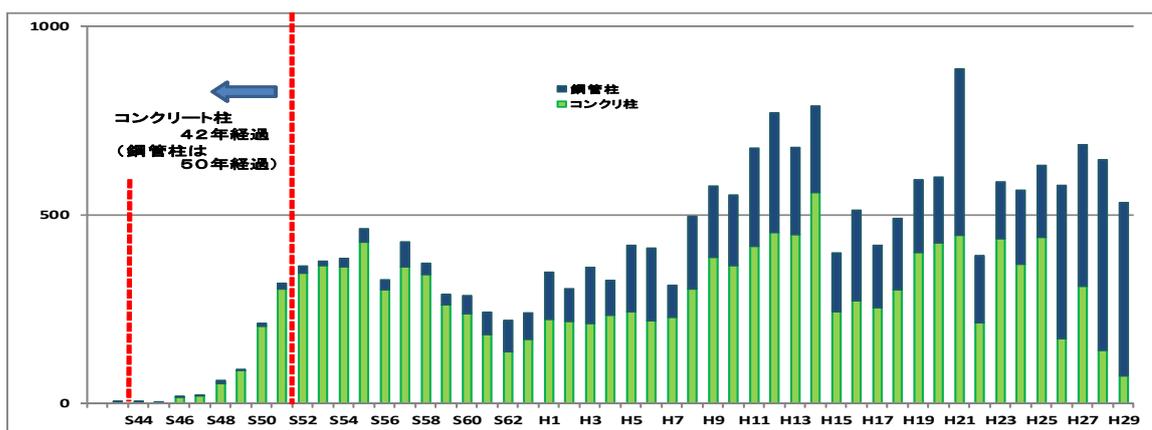
【図5 信号制御機の整備状況】(平成30年3月31日現在)



(イ) 信号柱

信号柱20,254本のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数（コンクリート柱42年、鋼管柱50年）を更新基準とした場合、経過した信号柱は700本（コンクリート柱697本、鋼管柱3本）3.5%あり、また、この更新基準を経過しないものの中にも、点検により機能に支障が生じる可能性のあるものが確認されている。

【図6 信号柱の整備状況】(平成30年3月31日現在)



(ウ) 信号灯器

信号灯器は、県内全体で48,746灯（矢印灯器を含む車両灯器27,584灯、歩行者灯器21,162灯）のうち、LEDは車両灯器12,958灯（車両灯器の47.0%）、歩行者灯器 10,420灯（歩行者灯器の49.2%）であり、信号灯器全体のLED率は48.0%の状況である。

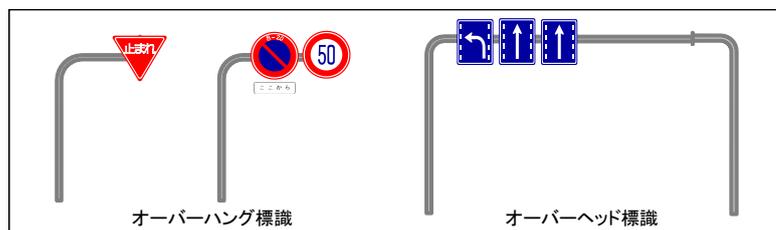
【図7 信号灯器の整備状況】(平成30年3月31日現在)



イ 大型標識

道路標識は、145,248本の大量数を保有しており、そのうち大型標識は4,164本である。

【図8 大型標識の例】



2 課題

(1) 共通課題

施設の多くで老朽化が進行しており、今後、大規模改修や更新の需要が集中的に増大する時期を迎えることから、多額の維持管理、更新等にかかる経費が必要となると見込まれる。

その一方で、維持管理及び更新経費に充てる財源は限られており、今後は施設全体の状況を把握しながら、中長期的な視点に立って戦略的な維持管理、更新等を推進する必要がある。

(2) 警察施設における課題

ア 一斉老朽化への対応

昭和50年代以降、急速に施設整備を進めた結果、施設が一斉に老朽化しつつあり、近い将来、改修や更新等が集中的に増大することが見込まれる。

このため、必要性が低減した施設の削減を図るとともに、一定時期に適切な改修を行って施設の長寿命化を図り、改修、更新等の平準化を図る必要がある。

イ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

治安情勢や社会情勢の変化によって、地域における各警察施設に対する県民のニーズの変化や職員の人的基盤の変化等が予想される中、現状維持では十分に利用されず、質的、量的な改善を必要とする施設が増加することが見込まれている。

こうした変化に対応するため、警察施設機能の維持・向上に配慮しながら、より効率的かつ効果的にその役割を果たせるよう改善していくことが求められる。さらには、時代とともに高まる安全・安心への要求や環境負荷の低減等の新たな社会ニーズにも対応する必要がある。

ウ 警察施設の安全対策に配慮した取組

警察を取り巻く社会情勢の変化により、警察施設（分庁舎・警察署、交番・駐在所）における安全の確保が重要となっている。

施設の規模や構造が異なるため、画一的な対策を講ずることは困難であるが、新設、更新、改修等の機会を捉えて、工夫を凝らした効果的な安全対策を講ずる必要がある。

エ 災害発生時における警察施設の機能継続に配慮した取組

各種災害の発生を受け、災害発生時における警察施設の機能継続は重要不可欠であるため、施設の耐震構造や非常用電源の確保のみならず、参集要員の確保等も視野に入れる等大局的な見地に立った取組を推進する必要がある。

(3) 交通安全施設における課題

ア 老朽化への対応

将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切に維持管理・更新を行うため、施設の経年劣化や損傷状況を踏まえて、計画的・効率的な維持管理・更新を実施していく必要がある。

イ 実効性のある点検体制等の確立

倒壊等事案を未然に防止するためには、補修、更新、撤去等の必要な対策を適切な時期に実施する必要がある。具体的には、漏れのない点検により、交通安全施設の状態を適切に把握し、特に、腐食、ひび割れ等の危険要素を見逃すことなく早期発見することが極めて重要となる。

ウ ストックの適切な管理

厳しい財政状況の中、将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切に維持管理・更新等を行うためには、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を図る必要がある。

エ 維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減

限られた予算で最大の効果を上げるためには、あらゆる角度から維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることが重要である。

低コスト信号機を始めとした新技術の導入等を通じて、トータルコストの縮減を推進することが求められる。

オ メンテナンスサイクルの運用

設置した交通安全施設の機能を維持するため、定期的な点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を適正に運用することが求められる。

IV 施設整備に関する基本的な方針

次の3つの項目を推進方針として掲げ、施設特性等を考慮の上、具体的な取組を進める。

【推進方針1】施設総量の適正化

【推進方針2】計画的な保全による長寿命化の推進

【推進方針3】効率的な管理運営・資産活用の推進

(1) 施設総量の適正化 【推進方針1】

施設の老朽度のほか、人口動態や社会情勢の変化に基づく需要見込みを踏まえ、中長期的な視野に立って、統合・廃止等の検討を継続的に行う。

検討の結果、必要性が認められる施設については、適切な規模、数量、集約の可能性等を検討した上で更新を行うほか、必要性の低減した施設については廃止や撤去するなどして、施設総量の適正化を図る。

また、交通安全施設を更新する場合は、警察庁が示す「信号機設置の指針」に基づき厳格な審査を行う。

(2) 計画的な保全による長寿命化の推進 【推進方針2】

ア 点検・診断等の実施

(7) 施設特性に応じて、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型維持管理」の導入を推進することで機能の保持・回復及び施設の長寿命化を図る。

長寿命化を推進するに当たって、点検は基本的な保全措置であることから、施設特性に応じて定期的な点検・劣化診断（以下「劣化診断等」という。）を実施して、劣化・損傷の程度等の把握に努める。

なお、劣化診断は10年ごとに実施するものとする。

(4) 「群馬県耐震改修促進計画」に従い、昭和56年以前に建築基準法の旧耐震基準で建築された床面積1,000㎡未満の職員宿舎について耐震診断を実施し、耐震性能を満たしていない場合は耐震化を推進するものとする。

ただし、廃止予定等のため、長期使用を行わないと判断した施設を除く。

イ 保全等の実施

劣化診断等による長期保全計画を作成するほか、劣化度、更新周期比率を点数化した「長寿命化保全改修一覧表（5年間）」（劣化度・更新周期比率で緊急と判断された修繕箇所）を作成した上で、優先度（危険性・緊急性）を踏まえ、計画的に保全を実施する。これにより従来の平均的な更新周期を延伸し、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図る。

なお、交通安全施設については、信号制御機等が精密であるほか、修繕による費用対効果が薄いことから、更新を基本とした維持管理を図る。

(3) 効率的な管理運営・資産活用の推進 【推進方針3】

省エネルギー改修の実施等、施設の効率的・効果的な管理運営に取り組み、管理運営経費の低減を図る。

また、施設を資源と捉え、資産の有効活用による財源確保を推進する。

なお、施設の更新等に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）及び「林業県ぐんま県産木材利用促進条例」（平成31年4月1日施行予定）に基づき、木材利用の効果的な取組の推進に努めるものとする。

V 類型別施設の取組方針

1 警察施設

(1) 警察本部庁舎・分庁舎・警察署

- ア 原則、計画的な保全による長寿命化を目指すこととし、従来の対症療法的な事後保全から、故障等を未然に防ぎ、積極的に警察施設機能の維持を図れるよう予防保全に転換する。
- イ 警察業務の特殊性や警察本部庁舎の狭隘化から、本部の一部機能が各分庁舎に分散している状況であるが、分庁舎の老朽化が著しいため、機能の集約を含めた統廃合による更新等について検討し施設数の適正化を図る。
- ウ 警察署の整備は、経年や劣化度等、施設の状態だけで行えるものではないことから、本部と警察署が連携し、治安情勢や管轄区域における人口動態の推移等を総合的に勘案し、用地選定等を推進する。
- エ 施設特性に応じて、自動販売機の公募や広告事業等による歳入事業の導入を計画的に実施し、効果的な施設の管理運営に努める。

(2) 交番・駐在所

- ア 治安情勢の変化や管轄区域における人口動態のほか、警察署、隣接交番・駐在所との距離等地理的要件等についても勘案しつつ、地域住民、関係団体等の意見も踏まえ、統廃合を含めたその在り方を検討する。
特に都市部の駐在所については、警察の機動力や交通環境の向上により、警察署、隣接交番からの迅速・的確な対応が可能となり、勤務員が施設に駐在する必要性は低下しつつあることから、隣接交番・駐在所との統合や日勤交番化等を視野に、効果的かつ効率的な運用にあわせたその在り方について検討していくこととする。また、警察署の統廃合により交番化した施設は、その機能と必要性を検討した上で長期的視点に立って、施設の在り方について検討する。
- イ 更新時期の平準化を図るため、計画期間内に実施目標値を定めて改修を実施する。また、目標改修年数、目標使用年数を導入し、改修においては目標年を目処に実施して施設の長寿命化を図る。
- ウ 改修は、原則、施設の増築は実施しないこととするが、勤務・居住環境の改善を図るとともに、施設における安全の確保にも十分配慮して実施する。また、女性警察官の配置予定がある施設では、改修時に可能な範囲で女性用設備の充実を図る。
- エ 法定点検（12条点検）の対象外となる交番・駐在所は、5年に1回程度目視や打診による自主点検を実施する。

【表8 改修実施目標値】

	施設数	改修実施目標
交 番	72	全体の約20%
駐在所	117	全体の約35%

【表9 交番・駐在所改修・使用目標年】

	交番	駐在所
工法	鉄骨造	木造
目標使用年数	60～65年	50～55年
目標改修年数	30～35年	25～30年

※適正な保全が実施された鉄骨造の施設の目標耐用年数100年

※更新は別途計画

(3) 職員宿舎（集合宿舎・戸建公舎）

ア 集合宿舎の施設数が過大な現状を踏まえ、計画期間中は削減（廃止・解体）を推進し、施設の維持・管理経費の削減を図る。削減は、段階的に進めることとし、計画期間中は集合宿舎全体（103棟）の約20%以上とする。

また、治安情勢や利用者のニーズの変化に対応するため、必要性や必要数等の実情にあった維持・削減を実行していく。

なお、30年後における必要数を40棟と想定して削減を実行するが、地域的要因が強い宿舎については、PFI等による更新を検討する等して必要数を確保する。

イ 集合宿舎は、劣化診断結果を基に作成した「長期保全計画」から、「長寿命化保全改修一覧表（5年間）」を作成し、順次、保全を実施する。

ウ 改修は、将来的に維持する集合宿舎において行うこととし、計画期間内に施設の約20%以上を目標に順次実施する。

また、社会情勢の変化、居住区域制限の変更等による、赴任状況（家族同伴、単身）及び独身寮の必要性を反映させたものとする。

エ 旧耐震基準の集合宿舎で継続使用するものについては、順次、耐震診断を行う。

オ 戸建公舎は原則、更新は行わず、必要性が認められないものや、使用目標年数が過ぎたものから順次、削減（廃止・解体）を行う。

署長公舎についても同様とするが、職務の特殊性から、居所は警察署から直線距離で概ね2kmに立地する集合宿舎の1室又は民間賃貸物件とする。

なお、いずれにも設けることができない場合は、戸建公舎の設置等についても検討する。

2 交通安全施設

(1) 信号機

ア 制御機

平成29年度末現在、ストック数4,212基のうち、1,026基（24.4%）が更新基準（19年）を超えているため整備計画により適切な時期に更新し、更新基準超過率の改善を図る。

【表10 信号制御機更新に係る目標】

製造後、19年以上割合	
平成30年3月末現在	目標
24.4%	15%

イ 信号柱

平成29年度末現在、ストック数20,254本であり、うち700本（3.5%）が目安としている更新基準に達している状況であるため整備計画により適切な時期に更新し改善を図る。

信号柱は、設置後、コンクリート柱42年、鋼管柱50年を更新基準としている。

【表11 信号柱更新に係る目標】

製造後、鋼管柱50年、コンクリート柱42年以上割合	
平成30年3月末現在	目標
3.5%	0%

ウ 信号灯器

平成29年度末現在、車両灯器ストック数27,584灯、歩行者灯器ストック数21,162灯（うちLED車灯12,958灯、LED歩灯10,420灯）であり、疑似点灯防止及び維持管理コスト縮減を図るため整備計画によりLED灯器更新を推進し、LED化率の向上を図る。

【表12 信号灯器更新に係る目標】

LED化率	
平成30年3月末現在	目標
48.0%	60%

(2) 大型標識

平成29年度末現在、大型標識のストック数は4,164本である。点検結果を踏まえ、健全性を把握の上、路側標識への転換等を推進し、新設にあっては抑制を図る。

なお、平成29年度末現在、路側標識のストック数は141,084本であり、真に必要な箇所のみ更新とし、不必要な標識は撤去を行い総量抑制を図る。

VI その他

本計画の補助資料として「群馬県警察施設管理計画を実行するための基準」を作成する。